

# 七ヶ宿町民体育大会



第41回七ヶ宿町民体育大会が、9月26日に町民グラウンドで開催されました。大会当日は見事な秋晴れのもと、子どもからお年寄りまで多くの町民の皆さんが参加し、楽しい雰囲気の中無事終了することが出来ました。子ども達の演技や競技に対しての暖かいご声援、加えて熱戦が繰り広げられた地区対抗種目では最後まで大きな声援が送られていました。地区対抗の大会成績は、湯原地区が総合優勝を果たし、4連覇を達成しました。

総合順位	優勝	準優勝	第3位
湯原地区	湯原地区	瀬見原・矢立地区	横川地区
52点	45点	41点	

## 仙南地域広域行政組合へ 徴収移管とは

●平成17年度に二市七町の滞納整理を目的に仙南地域広域行政事務組合の組織として滞納整理課が設置されたもので、七ヶ宿町では、毎年3件の滞納案件が移管可能です。

●組合の平均徴収率は、38%で、七ヶ宿町に限って見ますと100%に近い結果になっています。

●滞納整理課は、徴収の専門組織です。文書による催告に足りない滞納者は、不動産の差押・預貯金の差押・給与年金の差押など法に基づく厳正な執行が行われています。市町村が単独で徴収するよりは、滞納整理が効果的に行われ、結果として高い徴収率につながっています。

●最終通告（移管通告）  
町では、再三の催告や納税相談に応じない滞納者を組合に移管しています。

合に移管しています。移管前には、最終通告（移管予告通知）を行っておりますので、この通知があった方は、移管候補者になっておりますので、早めの納付や納税相談をおすすめします。

◇生活困窮者等への配慮は  
生活困窮や事業の業績不振による滞納者もおりますので、随時納税相談に応じています。勤務の都合で日中が無理な場合は、夜間の相談にも応じていますので、是非、ご利用下さい。

この社会  
あなたの税が生きている

問い合わせ

七ヶ宿町役場税務課

(担当 岡)

☎37-2193

## 滞納整理の共同処理実績

《平成22年3月末現在》

(単位：件、円、%)

年度	引受件数	引受滞納額 (a)	徴収額			合計	徴収率 b/a
			本税 (b)	督促手数料	延滞金		
H17～H21	1,073	1,042,130,208	404,168,697	1,398,060	56,593,076	462,159,833	38.78%

## 固定資産評価審査委員会の 選任について

平成22年10月15日七ヶ宿町議会臨時会において、鈴木一宏さんが固定資産評価審査委員会委員に選任されました。



鈴木一宏さん

固定資産評価審査委員会とは：  
固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する不服申出について審査決定をする機関です。

住宅、倉庫、車庫などの新築、増築、取壊しなどがあつたらお知らせください。

固定資産税の基準日は毎年1月1日です。次のような場合は税務課までご連絡をお願いします。

①建物を取り壊したとき

家屋の滅失届けが必要となります。固定資産税の対象でなくなります。

②建物を新築・増築したとき

家屋調査をさせてもらい、平成23年度から固定資産税の対象となります。

お問い合わせ

37-2193 (担当 今野)